生活保護法の一部を改正する法律案に対する修正案 新旧対照条文

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)抄

第二十四条 ころにより、 (申請による保護の開始及び変更) 保護の開始を申請する者は、 次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関 修 正 後 厚生労働省令で定めると 第二十四条 働省令で定めるところにより、 (申請による保護の開始及び変更) 保護の 開始の申請は 修 正 次に掲げる事項を記載した申請 第七条に規定する者が、 前 厚生労 書

ができない特別の事情があるときは、この限りでない。

に提出しなければならない。

ただし

当該申請書を作成すること

一 要保護者の氏名及び住所又は居所

は居所並びに要保護者との関係 申請者が要保護者と異なるときは、申請者の氏名及び住所又

三 保護を受けようとする理由

活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶四の要保護者の資産及び収入の状況(生業若しくは就労又は求職)

るために必要な事項として厚生労働省令で定める事項 五 その他要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定す

助の状況を含む。

以下同じ。)

を添付しなければならない。ただし、当該書類を添付することが法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類2 前項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方

できない特別の事情があるときは、この限りでない。

一 要保護者の氏名及び住所又は居所

を保護の実施機関に提出してしなければならない

は居所並びに要保護者との関係 申請者が要保護者と異なるときは、申請者の氏名及び住所

又

二 保護を受けようとする理由

活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶四の要保護者の資産及び収入の状況(生業若しくは就労又は求職

るために必要な事項として厚生労働省令で定める事項 五 その他要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定す

助の状況を含む。

以下同じ。)

を添付しなければならない。
法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類2 前項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方

傍線部分は修正部分)

(略)